

みやざき元気！“地産地消”推進県民会議ホームページへの広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、みやざき元気！“地産地消”推進県民会議ホームページ（以下「県民会議ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、県民会議ホームページへの広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第3条の広告は1社1枠とし、位置及び枠数はページ上部に4枠、ページ下部に8枠とする。

(広告の種類)

第3条 要綱第7条第1号の広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第7条第2号の広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) バナー画像の大きさ 縦140ピクセル、横460ピクセル
- (2) 表示サイズ
ページ上部
縦70ピクセル、横230ピクセル
ページ下部
縦47ピクセル、横155ピクセル
- (2) 形式 J P E G形式、P N G形式、G I F形式（アニメーション不可）
- (3) データ容量 100キロバイト以下

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第7条第3号の広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、次の当該各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」、「×」等の表現
「警告」、「注意」等のアラートマーク等の表現
ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの
リンク先がソフトウェア等のダウンロード画面等
リンク先がPDF、Word、Excel、PowerPoint、画像、音声及び動画等 等
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス
下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等
- (3) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
(例) 「職員採用情報」等、県ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現

(4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載の時期)

第6条 県は、要綱第10条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として要綱第8条第2項に規定する広告掲載開始日の午後5時までに掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した原稿を、原則として要綱第8条第3項に規定する広告掲載終了日の午後5時までに削除するものとする。

(広告掲載料)

第7条 要綱第11条の広告の掲載料は次の各号のとおりとする。

(1) ページ上部 1 枠あたり月額10,000円

(2) ページ下部 1 枠あたり月額5,000円

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。